

## 第7章 計画の推進

### 7-1 計画の推進組織

#### ■市・市民・事業者の協働による推進体制

環境基本計画に示された施策を着実に推進するため、次のような推進体制を確立します。市、市民、事業者、環境関係団体・機関などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。

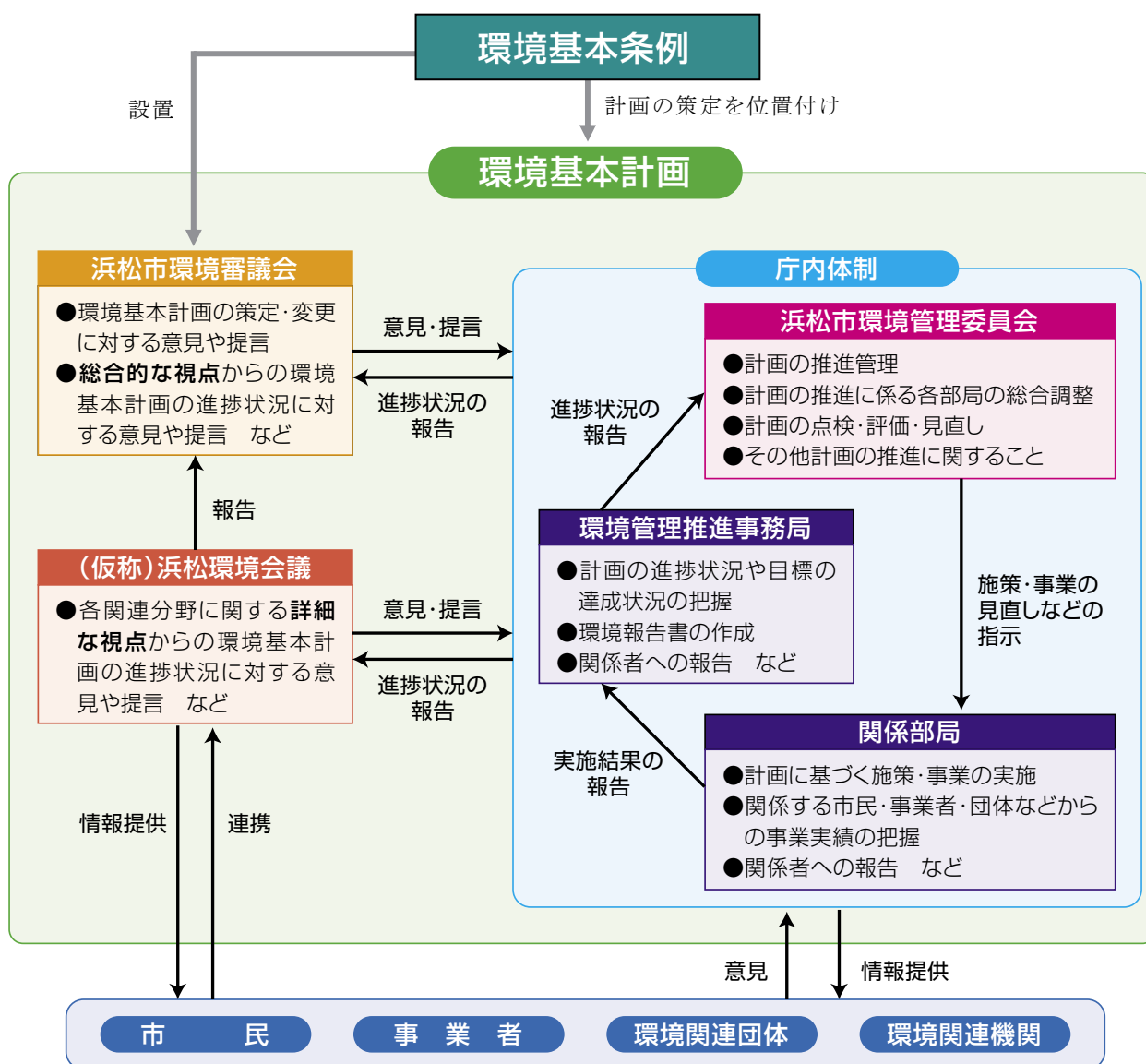


図7-1 環境基本計画の推進体制

## ■ 推進組織

### ① 浜松市環境審議会

浜松市環境審議会は、環境基本条例第23条に規定する機関で、(1)事業者の代表、(2)知識経験者により構成されます。

この審議会は、「本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため」設置されるものです。

そこで本審議会は、施策事業の結果を踏まえた環境基本計画の策定や変更、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を市に対して行います。

ただし、本審議会は、環境行政に関する全般的な事項について調査審議するため、環境基本計画に絞り込んで各分野別の詳細な検討をするのは困難です。従って、その意見や提言については、総合的な視点から見たものになります。

### ② (仮称) 浜松環境会議

事業者、関係団体・機関などの参加を得て、「(仮称) 浜松環境会議」を設置し、環境基本計画の推進を念頭に、それぞれの関連分野に係る様々な施策事業について協議する場を設けます。

また、本市の環境を取り巻く課題や目標を共有化して、環境基本計画に絞り込み、それぞれの関連分野に関する詳細な視点からの環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を、市に対して行います。

### ③ 浜松市環境管理委員会

環境基本条例第11条に、その体制の確立について規定されている本市の環境の保全及び創造に関する施策について総合的調整を行うための庁内組織です。

この組織は、庁内の関係各部局の施策を横断的につなぐ組織としての役割を担い、各部局の役割分担と連携に関する調整を行うほか、各部局で実施する施策事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検・評価及び見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を図ります。

### ④ 環境管理推進事務局 (環境部 環境企画課)

環境基本計画の進捗状況や、目標の達成状況の把握、環境報告書の作成のほか、環境審議会や(仮称) 浜松環境会議、環境管理委員会に対する必要事項の報告や関係者からの意見の収集など、環境基本計画の推進管理に係る事務局を務めます。

## 7-2 計画の進行管理

### ■環境マネジメントシステム<sup>(\*)</sup>による進行管理

環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、「環境マネジメントシステム」を本計画の進行管理システムとして位置づけ、市、市民、事業者、環境関係団体・機関などの協働による計画の適正かつ効率的な進行管理を行います。

具体的には、環境指標を活用しながら、ISO14001<sup>(\*)</sup>環境マネジメントシステムに基づき、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

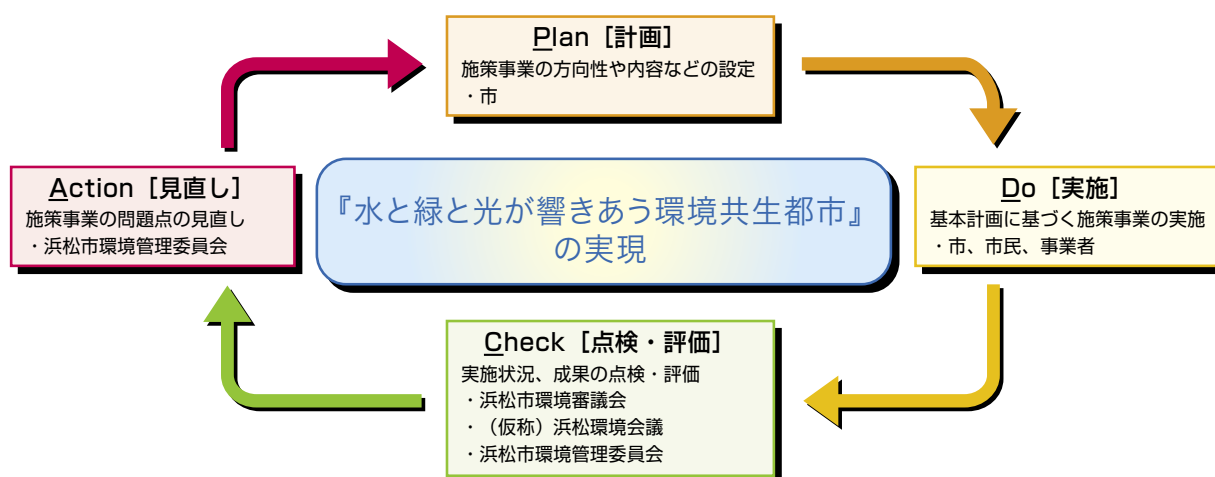


図7-2 PDCA サイクルによる継続的な改善と推進のイメージ

#### ①計画と実施

環境基本計画に基づく施策事業に関しては、市民・事業者の参加や、市民・事業者との協働を図りながら、関係各課が、「環境共生都市」の実現のために優先的に推進するように努めます。

#### ②点検・評価

環境基本計画の施策事業の進捗状況や関係者の意見などは、関係部局を通じて環境管理推進事務局にて実績などを集約したうえで、浜松市環境管理委員会に報告し、点検・評価を実施します。

また、あわせて環境管理推進事務局は、浜松市環境審議会、(仮称) 浜松環境会議に進捗状況を報告し、総合的又は詳細な視点からの意見や提言を受け点検・評価へ反映させます。さらに、市民、事業者などにも積極的な情報提供を行うことで、意見の聴取を図ります。

#### ③見直し

「②点検・評価」の結果を踏まえて、浜松市環境管理委員会で個別施策事業の見直しを行います。環境マネジメントシステムの運用を通じて、継続的な改善を図るために、毎年度見直しを加えていきます。

なお、環境基本計画については、目標年度を平成26年度(2014年度)としており、これを目途に見直しを予定します。

#### ④点検・評価結果の公表

「②点検・評価」や「③見直し」結果及び協議の経緯を環境報告書やホームページで公表します。公表とあわせて、市民・事業者などから広く意見を聴取します。

### 7-3 計画の円滑な推進に向けて

#### ■関係機関との連携

大気汚染、水質汚濁、廃棄物あるいは地球温暖化、酸性雨の問題など、環境問題は市域・国境を越えた問題が多く、広域的に取り組むことが効果的な施策事業が少なくありません。こうした施策事業については、国、県、関係市町村との十分な連携を図りながら計画を推進します。

なお、施策事業の実施並びに点検・評価などを進める中で、新たな制度の創設や既存の制度の改正を必要とする可能性がある場合には、積極的に国などへ要望していきます。

#### ■調査研究の推進

環境に関わる問題は、広域的であると同時に複層的であり、多分野に関わる課題を抱えています。こうした複雑化・専門化していく環境問題に適切に対応していくためには、様々な分野における調査研究を推進していく必要があります。

そこで、国・県や各種研究機関、民間企業などとの連携を図りながら、環境の保全及び創造に係る調査研究の充実に努めます。

##### [調査研究の分野]

- 環境状況の把握手法に関する調査研究
- 環境変化の解明・予測手法に関する調査研究
- 環境負荷の削減に資する技術に関する調査研究
- 社会システム（市民の参加・協働のシステム開発など）に関する調査研究
- 環境政策手法（条例の制定、規制制度など）に関する調査研究